

○国土交通省訓令第40号

国土交通省特定秘密保護規程を次のように定める。

平成26年12月 9 日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省特定秘密保護規程

改正 令和元年12月 3 日 訓令第46号
改正 令和 3 年 7 月16日 訓令第40号
改正 令和 4 年10月 4 日 訓令第45号
改正 令和 6 年 1 月19日 訓令第 1 号
改正 令和 6 年 5 月14日 訓令第51号
改正 令和 7 年12月11日 訓令第58号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により指定された特定秘密（以下単に「特定秘密」という。）を適切に保護するために必要な措置の実施について定めるものとする。

2 国土交通省における特定秘密の保護に関しては、法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」という。）、及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）のほか、法律及びこれに基づく命令の規定により特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「可搬記憶媒体」とは、電子計算機又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。

2 この規程において「携帯型情報通信・記録機器」とは、携帯電話、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナ）、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。

(特定秘密管理者)

第 3 条 特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、大臣官房長、政策立案総括審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、上下水道審議官、総合政策局長、不動産・建設経済局長、水管理・国土保全局長、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、国土地理院長その他大臣が指名する者とする。

(保全責任者)

第 4 条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務の管理を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

- 2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第4条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するための措置を講ずるものとする。
- 3 保全責任者は、法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。

（職員の範囲の制限）

- 第5条** 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定は、係単位、官職単位等その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめるものとする。
- 2 特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

（保全教育）

- 第6条** 特定秘密管理者は、職員（国土交通省に所属する法第11条各号に規定する者を除く。次項及び第3項において同じ。）に対し、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。
- 2 前項の教育は、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。
 - 3 特定秘密管理者は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる職員については、その取扱いの業務を行う前に、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。
 - 4 特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育は、国土交通省に所属する法第11条各号に規定する者に対しても行うものとする。

第2章 表示、通知等

（特定秘密の表示の方法）

- 第7条** 特定秘密表示（令第16条第1号に掲げる措置（法第3条第2項第1号に掲げる措置に限る。）をいう。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。
- （1）特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すこと。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
 - （2）特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
 - （3）特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないと

きは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すこと。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

- 2 前項の規定により特定秘密表示を付した文書又は図画（複数の頁にわたるものに限る。）であって、その冒頭の頁に特定秘密である情報が記録されていないものについては、同頁に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密文書」の文字を赤色で付すものとする。
- 3 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、第1項の表示をすることを要しない。前項の「特定秘密文書」の文字を含めて複製することにより作成したときも、同様とする。
- 4 第1項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報に該当するときは、特定秘密表示に加え、当該外国の政府等の情報であることを示す表示を、同項各号と同様の方法とするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合はこの限りでない。
- 5 前項の場合において、当該外国の政府等の情報であることを示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。

（通知の方法）

- 第8条** 令第16条第1号に掲げる措置（法第3条第2項第2号に掲げる措置に限る。以下この条において「通知」という。）は、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要等を記載した別記第1号様式の書面の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供。以下同じ。）により行うものとする。
- 2 前項の通知に当たっては、同項の書面を当該特定秘密である情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめるものとする。

（通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で行う場合の必要な措置）

- 第8条の2** 特定秘密管理者は、前条第1項、第10条第1項、第12条第2項及び第13条第2項の通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で行う場合、当該通知の相手方が通知内容を確実に確認し、これに基づき適確な保護措置が講じられることを担保するため、電子メールの開封確認機能を利用し通知の相手方の電子メール開封を確認すること、通知の相手方に通知内容を確認した旨の折り返しの連絡を求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 大臣は、契約に基づき適合事業者に特定秘密を保有させ、又は提供する場合、当該適合事業者に対し、当該適合事業者が電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で通知を行うときには、前項の措置を講ずるよう求めるものとする。

（周知の方法）

第9条 他の行政機関から特定秘密の提供を受けたときは、特定秘密管理者は、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要等を記した別記第2号様式の書面又は電磁的記録により、当該特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に周知するものとする。

2 前項の周知を書面にて行う場合は、同項の書面を当該特定秘密である情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめるものとする。

(指定の有効期間の延長に伴う通知等)

第10条 令第16条第3号の規定による通知は、当該通知に係る指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日等を記載した別記第3号様式の書面の交付により行うものとする。第8条第2項の規定は、この場合に準用する。

2 指定の有効期間の延長に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日等を記した別記第4号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。前条第2項の規定は、この場合に準用する。

(特定秘密表示の抹消)

第11条 特定秘密表示の抹消（令第16条第2号イ又は同条第4号イの特定秘密表示の抹消をいう。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

2 前項の特定秘密表示の抹消により、第7条第2項の規定により付された「特定秘密文書」の文字を引き続き付すことを要しなくなったときは、前項の規定の例により、当該文字を抹消するものとする。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第12条 指定有効期間満了表示（令第16条第2号イの指定有効期間満了表示をいう。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分

を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- 2 指定の有効期間の満了に伴う通知（令第16条第2号ロに掲げる措置をいう。）は、当該指定の有効期間が満了した旨等を記載した別記第5号様式の書面の交付により行うものとする。第8条第2項の規定は、この場合に準用する。
- 3 指定の有効期間の満了に伴う周知は、当該指定の有効期間が満了した旨等を記した別記第6号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第9条第2項の規定は、この場合に準用する。

（指定の解除に伴う措置）

第13条 前条第1項の規定は、指定解除表示（令第16条第4号イに掲げる措置をいう。）について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

- 2 指定の解除に伴う通知（令第16条第4号イに掲げる措置をいう。）は、当該指定が解除された旨及びその年月日等を記載した別記第7号様式の書面の交付により行うものとする。第8条第2項の規定は、この場合に準用する。
- 3 指定の解除に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日等を記した別記第8号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第9条第2項の規定は、この場合に準用する。

第3章 特定秘密の保護のための環境整備、保管、伝達等の方法

（特定秘密へのアクセス管理）

第14条 特定秘密管理者は、特定秘密を取り扱う執務室等について、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の者が特定秘密にアクセスすることがないようにするため、当該執務室等の状況等に応じて、監視・警報装置の設置その他の適切な物理的措置を講ずるものとする。

（立入制限）

第15条 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

- 2 前項の規定により立入りが禁止された場合、特定秘密管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、施錠や出入口への職員の配置その他の立入禁止に必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込みの制限)

第16条 特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
- (2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）
- (3) 特定秘密を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）
- (4) 特定秘密文書等を保管する保管施設

2 前項の規定により、機器持込みを禁止した場合、特定秘密管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、施錠や出入口への職員の配置その他の機器持込みの禁止に必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等の保管容器)

第17条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱等、施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

- 2 特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の行政文書と同一の行政文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。
- 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。
- 4 第1項の規定は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する可搬記憶媒体について準用する。
- 5 前3項の規定によることができないときは、特定秘密管理者の定めるところによる。

(特定秘密の保護のための施設設備)

第18条 特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等特定秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第19条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、スタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密の取扱いの業務を行う職員のみが当該電磁的記録にアクセスできる措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたもので取り扱うものとする。ただし、海外と我が国との間において情報を伝達するため特に緊急の必要がある場合であって、他に適当な手段がないと特定秘密管理者が認めたときについてはこの限りでない。

- 2 特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ及び印刷ログを保存するよう努めるものとする。
- 3 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、前二項に定めるもののほか、特定秘密である情報を記録

する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の「国土交通省情報セキュリティポリシー」を厳格に適用するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に定める情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。

- 4 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、パスワード設定及び暗号措置その他保護措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等管理簿）

第20条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等（以下この条及び第22条において物件を除く。）の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の書き出し及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を保全責任者ごとに備えるものとする。

- 2 特定秘密文書等管理簿には、特定秘密文書等に記録された特定秘密の指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号、作成又は受領の年月日、交付先等を記載し、又は記録するものとする。
- 3 保全責任者は、その保管する特定秘密文書等について、特定秘密文書等管理簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。
- 4 特定秘密文書等管理簿は、別記第9号様式を標準とする。
- 5 情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等については、他の特定秘密文書等と分けた特定秘密文書等管理簿とすることができる。

（特定秘密文書等の作成）

第21条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

第22条 保全責任者は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- （1）特定秘密である情報を記録する文書又は図画 第7条第1項第1号の特定秘密表示で冒頭の頁に付されているもの及び同条第2項の「特定秘密文書」の文字の記載の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。
- （2）特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示とともに赤色で認識することができるようにすること。

（交付及び伝達の承認等）

第23条 特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

- 2 特定秘密文書等を交付する者は、特定秘密の保護のため当該特定秘密文書等を特定秘密管理者の指示により返却させる場合には、交付の際に、特定秘密管理者の指示を受け当該特定秘密文書等の

返却の時期を明示するものとする。

- 3 前項の場合において、特定秘密管理者は、必要があると認めるときは、交付した特定秘密文書等を回収することができる。

（運搬の方法）

第24条 特定秘密文書等を運搬するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行するものとする。

- 2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適當であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の定めるところによる。

（交付の方法）

第25条 特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、名宛人又はその指名する職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第29条、第32条及び第45条第3項において同じ。）の受領印の押印を受けるなど受領の記録を残すものとする。

- 2 特定秘密文書等は、郵送により交付してはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第26条 特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることをできないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（物件の包装等）

第27条 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

（電気通信による交付）

第28条 特定秘密文書等（物件を除く。）を人工衛星局を中継して行う無線通信その他の電気通信の方法により交付するときは、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。海外と我が国との間において情報を伝達するため特に緊急の必要がある場合であって、他に適当な手段がないと特定秘密管理者が認めたときを除き、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付は、これをしてはならない。

（文書等の接受）

第29条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名する職員でなければ開封してはならない。

（伝達の方法）

第30条 特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記す

ることを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号による秘匿措置を講ずるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、略号を用いるなど特定秘密の保護について必要な措置を講ずるものとする。
- 4 特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗見の防止に努めるものとする。

（特定秘密文書等の取扱いの記録）

第31条 保全責任者は、特定秘密文書等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った職員の氏名、取扱いの時期等の記録を保存するものとする。

- 2 前項の記録は5年間保存するものとする。

（廃棄）

第32条 特定秘密文書等（物件を除く。）の廃棄に当たっては、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第2項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

- 2 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

（緊急事態に際しての廃棄）

第33条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

- 2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ大臣の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を大臣に報告するものとする。
- 3 第1項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、令第11条第1項第10号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、大臣に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた大臣は、同項に規定する事項を内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

（紛失時等の措置）

第34条 特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者まで報告すること。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員は、これを当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員又は当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者に報告すること。

(3) 前2号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを大臣に報告するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報に該当するときは、当該国際約束に定める手続をとること。

2 特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講じ、速やかに、その結果を大臣に報告するものとする。

第4章 他の行政機関に対する特定秘密の提供

(他の行政機関に対する特定秘密の提供)

第35条 法第6条第1項の規定による他の行政機関に対する特定秘密の提供は、第23条から第30条までの規定に従い、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

(他の行政機関に対する特定秘密の提供に伴う協議)

第36条 法第6条第2項の協議は、別記第10号様式を標準として行うものとする。

(他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め)

第37条 特定秘密管理者は、法第6条第2項の規定に基づき行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において特定秘密の保護に関する業務を管理する者と令第17条に規定する事項の詳細について取決めを行うものとする。

(公益上の必要による特定秘密の提供の手続)

第38条 特定秘密管理者は、法第10条第1項の規定により特定秘密の提供を求められたときは、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により大臣の承認を得るものとする。

2 前項の提供は、第23条から第30条までの規定に準じて、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

第5章 適合事業者への特定秘密の提供

(適合事業者の適合性の審査)

第39条 特定秘密管理者は、法第5条第4項の適合事業者（以下単に「適合事業者」という。）としての適合性の審査を受けるための申請があった場合は、別紙の基準に適合しているか否かを審査するものとする。

2 適合事業者が取り扱う特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に該当する場合には、前項の審査を行う際に、特定秘密を保護するために必要な措置の実施に関する規程として前項の申請に係る事業者が定めるものにおいて、当該特定秘密を提供する前に確保されるべき事項として当該情報の保護に関する国際約束に規定する内容のうち適合事業者に係るものが適切に含まれていることを確認するものとする。

- 3 特定秘密管理者は、第1項の申請に係る事業者に対し、同項の審査結果を書面の交付により通知するものとする。
- 4 特定秘密管理者は、適合事業者が第1項の規定により適合性の審査を受けるために行った申請の内容を変更するときは、その内容について事前に申請を求め、別紙の基準に適合しているか否かを審査するものとする。この項の規定により変更した申請の内容を変更する場合も同様とする。

(適合事業者への特定秘密の提供等に関する承認)

第40条 適合事業者に特定秘密を提供するときは、法第8条第1項ただし書の規定により、当該特定秘密の指定をしている行政機関の長の同意を得た上で、大臣の承認を得るものとする。

(特定秘密の保護に係る契約の締結)

- 第41条** 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等(以下単に「契約担当官等」という。)は、前条の承認を得た旨の通知を特定秘密管理者から受けた場合でなければ、法第8条第1項の規定に基づく特定秘密の保護に係る適合事業者との契約の締結を行うことができない。
- 2 前項の契約に定める契約条項に係る基準は、大臣官房長が別に定めるところによる。
 - 3 契約担当官等は、第1項の契約を締結したときは、当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者に通報するものとする。

(下請負)

第42条 契約担当官等は、適合事業者から下請負者に当該契約に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせるための承認の申請があったときは、当該下請負者が、前3条の規定により国土交通省と特定秘密の保護に係る契約を締結している場合に限り、承認することができる。

(適合事業者の適合性の審査結果の通知の撤回)

- 第43条** 特定秘密管理者は、適合事業者が別紙の基準に適合しなくなつたと認めるときは、第39条第3項の通知を撤回することができる。
- 2 特定秘密管理者は、前項の撤回を行ったときは、その旨を契約担当官等に通知しなければならない。
 - 3 特定秘密管理者は、第1項の撤回を行ったときは、交付した特定秘密文書等について、直ちに当該撤回に係る事業者に返却を指示し、回収しなければならない。

第6章 その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置

(提供を受けた者による保護措置)

- 第44条** 法第10条(同条第1項第1号(イに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)の規定により特定秘密の提供を受けたときは、第3条、第17条、第19条、第21条、第23条から第30条まで、第32条、第34条及び第45条に規定する措置を講ずるほか、第4条から第8条まで並びに第10条第1項に規定する措置に準ずる措置を講ずるものとする。
- 2 前項の場合において、第19条、第24条、第26条及び第34条中「特定秘密の取扱いの業務を行う職

員」とあるのは「特定秘密を利用し、又は知る職員」と、第45条中「特定秘密管理者が指名する職員」とあるのは「特定秘密管理者が指名する職員（特定秘密を利用し、又は知る職員に限る。）」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の場合において、特定秘密管理者は、特定秘密を利用し、又は知る職員に対して、当該特定秘密を当該提供の目的である業務以外に利用してはならないことを周知しなければならない。

第7章 検査等

（定期検査及び臨時検査）

第45条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施するものとする。

- 2 特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。
- 3 前2項の検査は、特定秘密管理者が指名する職員に行わせるものとする。
- 4 第1項及び第2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿の記録と実際に保管されている特定秘密文書等を突合するほか、この規程に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

（特定秘密文書等の管理が法等に従っていないと認めたときの措置）

第46条 特定秘密行政文書ファイル等（運用基準V1（3）に規定するものをいう。以下同じ。）の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者まで報告すること。
- （2）特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員は、これを当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に報告すること。この報告を受けた職員は、前号と同様の措置を講ずること。
- （3）第1号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを大臣に報告すること。
- 2 特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、適切な措置を講じ、速やかに、その結果を大臣に報告するものとする。
- 3 大臣は、前項の場合において、調査の結果、特定秘密行政文書ファイル等の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていなかったことが認められた旨の報告を受けた場合には、速やかにその旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

（通報窓口）

第47条 特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は法第10条第1項の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者が、特定秘密行政文書ファイル等の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていないと思料される場合に行う通報を受け付けるための窓口は、公益通報窓口（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する公益通報の受付及び相談に関する窓口をいう。）とする。

第8章 適性評価

(適性評価実施責任者)

第48条 運用基準Ⅳ 2 (1) に規定する適性評価実施責任者は、大臣官房長をもって充てる。

(適性評価実施担当者)

第49条 運用基準Ⅳ 2 (2) に規定する適性評価実施担当者は、適性評価実施責任者が指名する大臣官房人事課長、大臣官房参事官(人事)その他の職員をもって充てる。

(適性評価に関する事務に関与することができる者)

第50条 運用基準Ⅳ 2 (3) 本文の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、事務次官、技監及び国土交通審議官とする。

2 前2条及び前項の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、自らに対する適性評価に関する事務(法第12条第4項の規定による質問に回答し若しくは資料を提出する場合又は適性評価に係る必要な文書を提出し若しくは連絡を行う場合を除く。)に関与してはならない。

(候補者名簿等)

第51条 運用基準Ⅳ 3 (1) アに規定する名簿(以下「候補者名簿(行政機関の職員)」という。)の様式は、別記第11号様式のとおりとする。

2 運用基準Ⅳ 3 (1) ウに規定する名簿(以下「候補者名簿(適合事業者の従業者)」という。)の様式は、別記第12号様式のとおりとする。

3 運用基準Ⅳ 3 (1) ウに規定する適合事業者に対する通知は、別記第13号様式の書面の交付により行う。

4 運用基準Ⅳ 3 (2) イに規定する特定秘密管理者に対する通知は、候補者名簿(行政機関の職員)若しくは候補者名簿(適合事業者の従業者)に必要事項を記載し、又は記録したものを添付した別記第14号様式の書面の交付により行う。

5 運用基準Ⅳ 3 (2) イに規定する適合事業者に対する通知は、前項の通知において添付された候補者名簿(適合事業者の従業者)を添付した別記第15号様式の書面の交付により行う。

(適性評価の結果等の通知)

第52条 運用基準Ⅳ 4 (3) イ、(4) ウ及び7 (2) アに規定する通知は、別記第16号様式の書面の交付により行う。

(適性が認められた者の名簿の作成)

第53条 適性評価実施責任者は、適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、勤務先の名称、所属する部署、役職名及び直近に実施した適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した年月日を記載し、又は記録した名簿を作成するものとする。

(苦情受理窓口)

第54条 運用基準Ⅳ 8 (1) アに規定する苦情受理窓口は、大臣官房人事課担当係とする。

(苦情処理責任者)

第55条 運用基準Ⅳ 8 (1) アに規定する苦情処理責任者は、大臣官房長をもって充てる。

(苦情処理担当者)

第56条 運用基準Ⅳ 8 (1) イに規定する苦情処理担当者は、苦情処理責任者が指名する大臣官房人事課長、大臣官房参事官(人事)その他の職員をもって充てる。

(適性評価の実施等への協力)

第57条 特定秘密管理者は、第51条第1項及び第2項に規定する名簿を時間的余裕をもって提出するなど、適性評価に関する事務が円滑に行われるよう必要な協力を行うものとする。

(地方機関等の職員に対する適性評価の特例)

第58条 別表の組織の欄に掲げる組織の職員に対する適性評価についての適性評価実施責任者、適性評価実施担当者、苦情受理窓口、苦情処理責任者及び苦情処理担当者は、第48条及び第49条並びに第54条から第56条までの規定にかかわらず、それぞれ同表の適性評価実施責任者、適性評価実施担当者、苦情受理窓口、苦情処理責任者及び苦情処理担当者の欄に掲げるとおりとする。

第9章 雑則

(指定解除後等の取扱い)

第59条 特定秘密の指定が解除され、又は特定秘密の指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報については、必要に応じ、国家公務員法(昭和22年法律第120号)等の関連規定に基づき、適切に保護するものとする。

(国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認)

第60条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

(国際約束に従って提供された情報である特定秘密の取扱い)

第61条 前条までに定めるもののほか、特定秘密であって情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係るものについては、当該情報を当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第62条 この規程の実施に関し必要な事項の細目は、適性評価に係る事項については大臣官房長が、第47条に規定する通報に係る事項については大臣官房長及び総合政策局長が、それ以外の事項については特定秘密管理者がそれぞれ定めることができる。

(規程の特例)

第63条 特定秘密管理者は、取り扱う特定秘密の特殊性に鑑み、追加的措置を講ずる必要があると認めるときは、大臣官房長と協議の上、当該特定秘密の保護措置を別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、法の施行の日（平成26年12月10日）から施行する。

第2条 削除

附 則 （令和元年12月3日国土交通省訓令第46号）

この訓令は、特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第177号）第1条の規定の施行の日（令和元年12月11日）から施行する。

附 則 （令和3年7月16日国土交通省訓令第40号）

この訓令は公布の日から施行する。

附 則 （令和4年10月4日国土交通省訓令第45号）

この訓令は令和4年10月4日から施行する。

附 則 （令和6年1月19日国土交通省訓令第1号）

この訓令は令和6年1月19日から施行する。

附 則 （令和6年5月14日国土交通省訓令第51号）

この訓令は令和6年5月15日から施行する。

附 則 （令和7年12月11日国土交通省訓令第51号）

この訓令は令和7年12月11日から施行する。

別表（第58条関係）

組織	適性評価 実施責任 者	適性評価実施担当者	苦情処理 窓口	苦情処理 責任者	苦情処理担当者
国土地理 院	国土地理 院長	適性評価実施責任者が指 名する総務部長、総務部 人事課長その他の職員	総務部人 事課担当 係	国土地理 院長	苦情処理責任者が指名す る総務部長、総務部人事 課長その他の職員
小笠原総 合事務所	小笠原総 合事務所 長	適性評価実施責任者が指 名する総務課長その他の 職員	総務課担 当係	小笠原総 合事務所 長	苦情処理責任者が指名す る総務課長その他の職員
海難審判 所	海難審判 所長	適性評価実施責任者が指 名する総務課長その他の 職員	総務課担 当係	海難審判 所長	苦情処理責任者が指名す る総務課長その他の職員
国土交通 政策研究 所	国土交通 政策研究 所長	適性評価実施責任者が指 名する総務課長その他の 職員	総務課担 当係	国土交通 政策研究 所長	苦情処理責任者が指名す る総務課長その他の職員
国土技術 政策総合 研究所	国土技術 政策総合 研究所長	適性評価実施責任者が指 名する総務部長、総務部 人事厚生課長、管理調整 部管理課長その他の職員	総務部人 事厚生課 担当係	国土技術 政策総合 研究所長	苦情処理責任者が指名す る総務部長、総務部人事 厚生課長、管理調整部管 理課長その他の職員
国土交通 大学校	国土交通 大学校長	適性評価実施責任者が指 名する総務部長、総務部 総務課長その他の職員	総務部総 務課担当 係	国土交通 大学校長	苦情処理責任者が指名す る総務部長、総務部総務 課長その他の職員
航空保安 大学校	航空保安 大学校長	適性評価実施責任者が指 名する事務局長、事務局 総務課長その他の職員	事務局総 務課担当 係	航空保安 大学校長	苦情処理責任者が指名す る事務局長、事務局総務 課長その他の職員
各地方整 備局	各地方整 備局長	適性評価実施責任者が指 名する総務部長、総務部 人事課長、総務部人事企 画官その他の職員	総務部人 事課担当 係	各地方整 備局長	苦情処理責任者が指名す る総務部長、総務部人事 課長、総務部人事企画官 その他の職員

北海道開発局	北海道開発局長	適性評価実施責任者が指名する開発監理部長、開発監理部人事課長その他の職員	総務部人事課担当係	北海道開発局長	苦情処理責任者が指名する開発監理部長、開発監理部人事課長その他の職員
各地方運輸局	各地方運輸局長	適性評価実施責任者が指名する総務部長、総務部人事課長その他の職員	総務部人事課担当係	各地方運輸局長	苦情処理責任者が指名する総務部長、総務部人事課長その他の職員
神戸運輸監理部	神戸運輸監理部長	適性評価実施責任者が指名する総務企画部長、総務企画部人事課長その他の職員	総務企画部人事課担当係	神戸運輸監理部長	苦情処理責任者が指名する総務企画部長、総務企画部人事課長その他の職員
各地方航空局	各地方航空局長	適性評価実施責任者が指名する総務部長、総務部人事課長その他の職員	総務部人事課担当係	各地方航空局長	苦情処理責任者が指名する総務部長、総務部人事課長その他の職員
各航空交通管制部	各航空交通管制部長	適性評価実施責任者が指名する総務課長その他の職員	総務課担当係	各航空交通管制部長	苦情処理責任者が指名する総務課長その他の職員